

# 私たちは「受動喫煙防止条例(仮称)」の制定に賛成します

松沢成文神奈川県知事が中心となり、神奈川県が制定を目指している、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)」の内容に賛同し、また、条例の制定に賛成し、署名します。

(1)受動喫煙による健康被害は立証されています。

WHOの国際がん研究機構は、受動喫煙は肺がんや心臓疾患、脳卒中など、さまざまな疾病のリスクを高めるとしています。現に、法律によって公共の場を禁煙にした国では、疾病による入院患者数が減ったという報告がされています。従業員や利用者の健康のために、受動喫煙防止を義務付ける条例が必要です。

(2)健康増進法だけでは不十分です。

健康増進法 第 25 条では、受動喫煙の防止を義務付けていますが、努力義務のため、効果は限られています。現に、法律の存在自体を知らなかったり、知っていても罰則がないために、対策が行われていない施設が数多く存在しています。受動喫煙防止条例は、違反者に罰則を科すとしており、効果が期待できます。

(3)国には期待できません。

受動喫煙防止に限らず、国のタバコ対策は、税収を重視する財務省の判断により、ほとんど期待できません。神奈川県で禁煙条例が制定されれば、同様の条例が全国に広がり、結果として日本中で受動喫煙防止の対策が行われることが期待できます。

(4)条例による強制力が必要です。

JTは、官公庁・病院・診療所以外の施設を「利用者が多数の同業施設から選ぶことができる。」とし、このような施設では「施設管理者(店主)の判断が尊重されるべきです。」などと主張しています。この時点で健康増進法を無視した違法な判断ですが、施設管理者が個々に判断した場合、売上減・トラブルを恐れてなかなか禁煙に踏み切れません。禁煙条例が制定されれば、全県で一斉に実施され、懸念も少なくなります。

(5)公共施設の禁煙化は世界的な流れです。

日本も批准している「たばこ規制枠組条約」では、「条約発効から五年以内での例外なき受動喫煙からの保護」を実施するように義務付けています。そのため、世界の国々では、受動喫煙防止を法制化し、成果をあげています。禁煙条例は、たばこ規制枠組条約の主旨にそった条例です。

以上の理由により、私たちは、「受動喫煙防止条例(仮称)」の制定に賛成します。

[呼びかけ団体](順不同)

「子どもに無煙環境を」推進協議会・たばここれす・日本禁煙学会・日本禁煙推進医師歯科医師連盟・さがみ無煙社会をめざす会・檀原地区医師会(奈良県檀原市)・禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議・FCTC 推進国民会議・名古屋健康禁煙クラブ・たばこ問題情報センター

[連絡先] 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-1-4 九段セントラルビル 203

たばこ問題情報センター Tel 03-3222-6781 Fax.03-3222-6780 (FAX または郵送にてご提出ください)

氏 名	住 所	メ ッ セ ー ジ
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	
	〒	

神奈川県「受動喫煙防止条例(仮称)」制定 賛成署名サイト

<http://www.tbccpic.org/kanagawa/index.html> (ホームページでもご署名頂けます)